

平塚市保育所運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく保育所及び小規模保育事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号第2条第6項。以下「認定こども園法」という。）に基づく認定こども園（以下「保育所等」という。）の経営安定化、入所児童の処遇の向上と地域間の均衡保持、地域の子育て支援活動の促進を図るため、事業に要する経費について、保育事業を行う社会福祉法人等に対して補助金の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に基づき平塚市保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「定員」とは、保育所等が法に基づき認可された収容定員をいう。

2 この要綱において「障害児」とは、平塚市障がい児保育実施要綱に定めるところにより市長が認めた児童をいう。

(補助対象経費)

第3条 規則第4条による補助の対象とする経費は、次のとおりとする。

経費名	対象経費
1 特別経常費	施設整備（修繕を含む。）及び設備整備のための独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金償還元金
2 障がい児保育費	障害児の受入れ、障害児の処遇向上を図るための保育士（認定こども園にあつては保育教諭を含む。）の雇用経費
3 借地料経費	施設運営の健全化を図るため、借地料の施設負担に係る経費
4 賃借料経費	施設運営の健全化を図るため、賃借料の施設負担に係る経費
5 低年齢児受入対策緊急支援	平成31年3月26日付け次育第4047号「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」に規定する「低年齢児受入対策緊急支援事業」に要する経費
6 民間保育所健康管理体制強化事業	平成31年3月26日付け次育第4047号「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」に規定する「民間保育所健康管理体制強化事業」に要する経費
7 保育士等配置改善費	施設における1歳児の保育士（認定こども園にあつて

	は保育教諭を含む) の加配を進め、低年齢児クラスの保育士等の配置改善を図るための経費
8 要保護児童保育所受入促進事業	平成29年3月29日付け次育第1026号「保育緊急対策事業費補助金交付要綱」に規定する「要保護児童保育所受入促進事業」に要する経費

(補助対象からの排除)

第3条の2 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人であって、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けたものが前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助対象外経費)

第4条 次の経費は、補助対象外経費とすること。

- (1) 総会・理事会等の会議費
- (2) 飲食費(ただし、イベントなどでその場を離れられない特別な事由がある弁当代などは除く)
- (3) 懇親会費
- (4) 慰労的な研修会費、成果報告のない研修費
- (5) 慶弔費
- (6) 上部・他団体への負担金・分担金
- (7) 運営安定のための積立金

(8) その他特定目的のための積立金

(補助金額)

第5条 第3条の規定による補助金額は、予算の範囲内において、別に定める平塚市保育所運営費等補助金交付基準に定めるところにより算定した額とする。

(交付申請)

第6条 規則第5条による補助金の交付申請は、保育所運営費等補助金交付申請書（第1号様式）により行い、次に定める提出書類を添えて、それぞれの提出期限までに市長へ提出するものとする。

補助金の種別 (第3条の表中の経費名番号)	提出書類	提出期限
1、2、3、4、5、6、7、8	保育所運営費等補助金内訳書 特別経常費台帳 職種別職員数等調書 借地状況報告書 賃貸物件状況報告書 その他必要と認められた書類	市長が別に定める日まで

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第7条 規則第7条の規定による補助金の決定通知は、保育所運営費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者は、市長の指示に従い補助金の請求をするものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、保育所運営費等補助金実績報告書（第3号様式）を市長が別に定める日までに市長へ提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の精算報告書及び法人等調書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条の2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、精算報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第10条 補助対象事業を行う者は、会計帳簿その他証拠となるべき書類により当該補助対象事業に係る経費の収支及び使途を明確にしておかなければならない。

（様式）

第11条 この要綱の施行上必要な内訳書等の様式は、別に定める。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（平塚市保育所運営費等補助金交付要綱の廃止）

2 平塚市保育所運営費等補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用し、同日前に、廃止前の旧平塚市保育所運営費等補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

4 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日に遡及して適用する。